

平成25年第11回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年12月5日（木）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	3番	清田 順次	4番	西川 英文	5番	井上 清晴
6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利
18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明	22番	小路 修三
23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	小島 昌文	26番	植田 勇一
27番	植田 英男	28番	三川 了	29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄
31番	松本 哲海	32番	生田三之利	33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生
35番	池本 信秋	36番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

2番 取本 一則 21番 田上 一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

1名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 係長 二階堂 正一郎
主任 渡邊 布由紀 主任 宮田 正文 主事 中川 雪路

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第 67号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第 68号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 69号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 70号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第 71号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第 72号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第 73号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 30号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 31号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さんこんにちは。定刻の前でございますけれども開催したいと思います。

現在の出席委員は、36名のうち取本委員、岱明の田上委員、2名の方から欠席の届けが出ております。ほかに三川委員から少し遅れるという連絡があつております。33名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立をします。

ただいまから、平成25年第11回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりごあいさつをいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしく申し上げます。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は傍聴人がおられますので、傍聴人は玉名市農業委員会会議規則第15条の規定に従い傍聴されますようお願いいたします。

それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第67号より議第73号まで304件と報告第30号から報告第31号まで29件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員は、谷川委員と岩永委員をお願いいたします。

-----○-----

2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第67号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第67号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、岱明町と中の申請人で、申請物件が岱明町の田4,209㎡を、農業廃止と経営拡張による売買です。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,070㎡外1筆、計4,039㎡を、子へ一括贈与するものです。

3番、山田と青野の申請人で、申請物件が築地の田779㎡を、労力不足と経営拡張による売買です。

4番、東京都と月田の申請人で、申請物件が月田の田143㎡外3筆、計729㎡を耕作不能と経営拡張による売買です。

5番、三ッ川の申請人で、申請物件が三ッ川の田1,417㎡外1筆、計1,826㎡を、労力不足と経営拡張による売買です。

6番、三ッ川の申請人で、申請物件が三ッ川の田467㎡を、労力不足と経営拡張による売買です。

7番、東京都と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田420㎡外1筆、計708㎡を小作地取得による売買です。

8番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,769㎡を農業廃止と経営拡張による売買です。

9番、東京都と天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地677㎡外2筆、計3,347㎡を甥へ贈与するものです。

10番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,501㎡外2筆、計3,400㎡を小作地取得による売買です。

11番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑2,828㎡外3筆、計5,446㎡を小作地取得による売買です。

12番、荒尾市と岱明町の申請人で、申請物件が小浜の田1,144㎡を農業廃止と相手方の要望による売買です。

以上12件、27,872㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたのでご提案しました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の案件についてご説明申し上げます。

譲渡人は農業廃止をとということでございます。譲受人は現在夫婦で果樹と稲作を中心に頑張っておられるということで、経営の規模拡張ということでございます。何ら、問題はございませんので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○7番（永田知博君） 2番の案件についてご説明いたします。

譲渡人、譲受人、これは親子でございまして、日頃も高齢者の父親に協力しながら、今兼業ではありますけれども、息子さんが協力をしておりまして、何ら、子

への一括贈与ということで、許可相当であると判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○13番（本田多美子君） 譲受人は認定農業者でしっかり農業をやっておられます。経営拡張ということで、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、4番、5番、6番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○17番（鎌本勝利君） 4番の案件について説明します。譲渡人は現在東京に住んでおられ耕作不能で、譲受人が経営拡張のため購入されるということです。許可相当と思います。

5番は、譲渡人は高齢のため労力不足、譲受人は経営拡張のため購入されること、許可相当と思います。

6番は、譲渡人は足を悪くされて労力不足、譲受人は経営拡張、機械力もあり、許可相当と判断いたします

○議長（東 令佐君） 次、7番。

○22番（小路修三君） 譲渡人の方は東京のほうに住んでおられ、高齢でもあり、今まで小作をしておられます。譲受人の方との話がついて、小作地取得ということで、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、8番。

○31番（松本哲海君） 8番の案件について説明します。

譲渡人は高齢のため農業廃止、譲受人は経営拡張です。下限面積も満たしており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、9番。

○34番（岩永幹生君） 9番の案件について、東京に住んでいる叔父さんより、甥への贈与であり、下限面積も満たしておりますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、10番、11番、続けてどうぞ。

○35番（池本信秋君） 10番、11番について説明します。

譲渡人の小作地を譲受人の小作地取得であり、何ら問題はありません。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、12番。

○20番（福田友明君） 譲渡人は農業の廃止、そして譲受人は相手側の要望ということで、何ら問題ないと思います。許可相当と思いました。

以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番から12番まで、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第67号については許可することに決定しました。

次に、議第68号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第68号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,718㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成25年12月15日から5年間の契約をするものです。

以上、1件、1,718㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件をすべて満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より担当委員の説明をお願いします。

1番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 本件の申請人は労力不足、また借受人については下限面積以上であり、何ら問題ないということで、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第68号については許可することに決定しました。

次に、議第69号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを

議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第69号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、三ッ川と下小田の申請人で、申請物件が三ッ川の田、1,223㎡外5筆、計5,084㎡を、労力不足と経営拡張により、平成25年12月5日から10年間契約をするものです。

2番、三ッ川、熊本市、東京都と下小田の申請人で、申請物件が三ッ川の田、937㎡外2筆、計2,528㎡を、労力不足と経営拡張により、平成25年12月5日から5年間契約をするものです。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,885㎡を、子へ経営移譲するもので、平成25年12月5日から20年間契約をするものです。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑539㎡外12筆、計1万630㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成26年1月1日から20年間契約をするものです。

5番、福岡市と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,212㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成25年12月16日から10年間契約をするものです。

以上、5件、22,339㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると判断しましたので、ご提案しました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いします。

1番と2番は続けてどうぞ。

○17番（鎌本勝利君） 1番について説明します。

貸人は高齢のため労力不足、借人は経営拡張、機械力もあり、許可相当と判断いたします。

2番の案件も、貸人は違いますけれども、借人は1番の案件と同じ人が借りるそうです。貸人は労力不足、借人は経営拡張、この人も下限面積もあり、機械力もありますので許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○22番（小路修三君） これは親子関係でありまして、経営移譲ということで、経営を子の名前にするというので、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○20番（福田友明君） 本件は親子関係であります。そしてまた、農業者年金の受給ということで、再設定となっております。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○29番（田上輝行君） 貸人は地元におらんということで、地元の人に貸すということで、何ら問題なく、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第69号については許可することに決定しました。

次に、議第70号、農地法第5条、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第70号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成25年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が築地の田374㎡で、平成25年10月に個人住宅として転用許可を受け、当初計画書のみで所有する予定であったが、税法上の問題で、夫婦による持分登記を行う必要性が出たため。また、建築面積の変更もあるため、今回事業計画変更を行うものでございます。

2番、申請物件が両迫間の田578㎡で、当初計画者は高齢の母を介護するため、大阪の勤め先を退職し個人住宅を建設する予定で、昭和58年5月に転用許可を受けたが、仕事の都合で退職できなくなったため、逆に母を大阪に呼び寄せて介護することとなり、計画を中止されました。また、承継者は申請地周辺で農業生産法人を営んでおり、業務上必要な大型農機具等の駐車場として事業計画変更を行うものでございます。

以上、2件でございます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○4番（西川英文君） 1番の案件につきまして説明いたします。

今、事務局長のほうから説明がありましたとおりです。10月の総会で許可した案件でございますので、所有権が1人から夫婦に変わったということと、建物が平屋から2階建てになったということです。あとは全然変わっておりませんので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○16番（田辺信之君） 2番の案件について説明します。

当初計画は、玉名に帰って個人住宅を建てるということで申請してありましたが、玉名に帰ることができなくなったということで、承継者の方が農業用機械とか重機を保管する場所として必要になったということで駐車場に変更になっております。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。

○33番（谷川文武君） 2番目の件の備考欄に承継者と書いてありますが、これはどぎゃんした意味合いになるとですかね。承継者というのは。

○事務局長（永井正治君） 次に、その事業の計画を行う人のことを承継者ということで表記しております。

○33番（谷川文武君） これは他人でも構わんということですか。

○事務局長（永井正治君） そうです。

○議長（東 令佐君） よろしいですか。ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○14番（森川正志君） 今の2番の案件で、この両迫間の上向津留というのは、大体どの辺ですか。

○事務局長（永井正治君） 玉名橋を渡って下りてすぐ左側、堤防の下です。あの辺を上向津留といいます。

○14番（森川正志君） はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○3番（清田順次君） これは申請から30年ぐらい経っているわけですか。それをそのまま農地であったわけですか。何にもされんで。

○事務局長（永井正治君） もともと農地だったものですから、そのまま農地で、おそらくこの承継者の方が作っておられたと。親戚関係が。ただ、課税はもう宅地介在

田として、課税は転用の許可が下りていきますので、そういう課税をしてありました。

○議長（東 令佐君） ほかにございますか。はい、どうぞ。

○33番（谷川文武君） 今の質問で、30年ぐらい経つととおっしゃったのはどこに出ているですか。

○事務局長（永井正治君） ここに数字は出てきていませんけれども、私の説明の中で、昭和58年に転用許可を受けたということで説明しております。ですから、大体それぐらい。

○33番（谷川文武君） その転用許可が出て30年もただ農地のままでほったらかしであったということは、農業委員会に対して何か事後説明か何かせんでちよかったですか。ただ、そのまま置いてよかったですか。どうなるんですかね、そうした場合には。

○事務局長（永井正治君） 本来であれば、事業の転用許可を受けた場合は、転用1年、大体許可が1年ですので、その後完了届を出していただいて、事業完了という形になります。それができない場合は、完了が少し1年か2年延びるのはやむを得ないとしても、本来であれば転用ができなくなった時点で許可証返納をすべき案件ではないかと考えております。

○33番（谷川文武君） その場合、結局そのまま30年置いてあったということは、結局は農業委員会で把握のしようはなかわけですたい。

○事務局長（永井正治君） 本来であれば、転用後の確認を農業委員会ですべきところかなとは思いますが、なかなか転用許可後の現地の確認等がなかなかできていないという状況です。

○33番（谷川文武君） 宅地転用許可をいただいてから、例えば家なら家を建てた場合、県知事か何かに完了届か何か出さにかいかなかったでしょう、たしか。

○事務局長（永井正治君） はい。うちのほうに完了届を出していただくということになっております。

○議長（東 令佐君） ほかにございますか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第70号については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第71号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といた

します。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第71号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が中の畑859㎡で、転用目的が1棟15世帯の共同住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑486㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に建設する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が大浜町の宅地、登記地目は田でございます。248㎡で、転用目的が農業用倉庫です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が北坂門田の畑842㎡で、転用目的が24KWの太陽光発電施設です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が田崎の畑139㎡外1筆、計1,130㎡で、転用目的が49.22KWの太陽光発電施設です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しています。

6番、申請物件が岱明町の田1,319㎡で、転用目的が49.59KWの太陽光発電施設です。農地区分はJR大野下駅より300m以内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上、6件、4,884㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました

受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の案件についてご説明いたします。

申請地の物件の所在地は、かずやの小袋斎場の向こう側に位置しております。東側が外道と水路というふうなことです。南側と西側は農地があります。北側が市道に接しているということです。そこに共同住宅を1棟、15世帯3階建ての申請

でございます。敷地内はブロックで囲むということでございます。雨水は北側の市道側溝と東側の水路に投入するという事です。生活用水、汚水、給水は北側に水道管、下水道管が埋設されているということで、それに接続をするということです。何ら問題はないものと、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○4番（西川英文君） 2番の案件につきまして説明いたします。

この案件は自己所有の樹園地の一部を分筆しての転用です。周辺にも個人所有のマンションが建っておりますし、進入路が市道に面しておりますし、その市道に上下水道は埋設されておりますので、すべてそれに家庭雑排水から雨水等は流すということで、何ら問題はなく、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、3番ですが、始末書が添付されておりますので、まず、始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局係長（二階堂正一郎君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） はい、3番。

○7番（永田知博君） これは、今始末書が読み上げられましたけれども、もう現在、倉庫は立派な倉庫ができています。これは大浜新橋の改修に伴います県道拡張の事業によりまして、農地と、先ほど始末書に書いてありましたように、買取という形になったものですから、その後の手続きが全部県のほうの手続きでもらえるというような安易な気持ちがあったということを知りました。現在建っております、この床面積が258.76㎡、そして2階が51.61㎡、延べ床面積が310.32㎡ということで、今認定農家で大々的に農業をやっておられますので、これはもうやむを得ず建っておるものですから、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、4番、5番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○13番（本田多美子君） 4番の案件について、ご説明いたします。

ここの農地は中山間地域に存在する農地で、生産性の低いといいますが、現在は柿が植わっていますが、なかなか収入が上がらないということで、今回太陽光発電をして売電しようという計画で計画されました。周囲の農地に及ぼす影響はなく、日当たりも良好で許可相当と判断いたしました。

次に、5番の案件について説明いたします。

ここも同じく中山間地域に存在する農地であり、とても日当たりのよい、もうその農地はもう現在農地ではありますが、なかなか高齢者で管理が行き届かなく、今、耕作放棄地までにはなっていませんが、これからどうしようもないということ

で、太陽光発電をしたいということで計画されております。少々傾斜が急なために、水の排水のほうを心配いたしました。ずっと土水路を設けて道の側溝に接続するというので、周囲に及ぼす影響ということもなく、日当たりもよく、これも許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○19番（大野金生君） 6番の案件については、太陽光発電システムの太陽光パネル200を設立しまして、99.5KWを設置するために転用して、売電収入を得て生活を安定されるものです。計画地は申請人が農地として利用していた土地で東側にかかる市道より相当高台になっており、周囲には農家の影を落とす障害物もなく、日当たりもよく、太陽光発電を行うのに適している土地であるため今回の申請となっております。生活雑排水の問題はなく、雨水については自然浸透となっております。外周にはフェンスを取り付ける予定で、周辺地の方たちへの影響や被害発生もないものと判断しますので、この物件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第71号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第72号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第72号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が山田の畑349㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

2番、議第70号の1番との関連で、申請物件が築地の田374㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育及び医療施設が存在する区域内の農

地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が大浜町の田473㎡で、転用目的が華道教室及び駐車場です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、親子間での使用貸借で、申請物件が大浜町の田459㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可でございますけれども、申請に係る土地周辺地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可が可能でございます。

5番、個人と法人間での賃貸借で、申請物件が北坂門田の畑1,206㎡で、転用目的が48KWの太陽光発電施設です。農地区分は中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、個人と法人間での賃貸借で、申請物件が寺田の畑1,298㎡の内3㎡で、転用目的が広告看板です。農地区分は土地計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、賃貸借の物件で、申請物件が大倉の畑1,619㎡外1筆、計2,239㎡で、転用目的が149.76KWの太陽光発電施設です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、賃貸借の物件で、申請物件が大倉の畑2,203㎡で、転用目的が99.44KWの太陽光発電施設です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、議第70号、2番と関連で、申請物件が両迫間の田578㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

10番、個人と法人間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑1,024㎡で、転用目的が39.73KWの太陽光発電施設及び通路です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

11番、賃貸借の物件で、申請物件が岱明町の畑2,826㎡外1筆、計3,566㎡で、転用目的が192.08KWの太陽光発電施設です。農地区分は農業公

共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

12番、申請物件が岱明町の畑202㎡外2筆、計15,953㎡で、転用目的が1,085.8KWの太陽光発電施設です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

13番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑296㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画等に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

14番、申請物件が岱明町の畑1,270㎡外1筆、計2,965㎡で、転用目的が20KWの太陽光発電施設です。農地区分はJR大野下駅より概ね500m以内の農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

15番、個人と法人間での使用貸借で、申請物件が岱明町の田320㎡外1筆、計1,476㎡で、転用目的が90.16KWの太陽光発電施設です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

16番、申請物件が岱明町の畑960㎡で、転用目的が56KWの太陽光発電施設です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

17番、申請物件が岱明町の畑1,003㎡で、転用目的が48KWの太陽光発電施設です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

18番、申請物件が天水町の畑589㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

19番、個人と法人間での賃貸借で、申請物件が天水町の田171㎡外6筆、計4,062㎡で、転用目的が店舗です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上、19件、39,814㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 1番、2番につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1番ですけれども、これは住宅地の中に1カ所残った農地でありまして、周辺すべて住宅地です。その農地の1辺が市道に接しておりますし、その市道に上下水が埋設されておりますので、生活雑排水あるいは雨水分はそちらにということ、何ら問題なく、許可相当と判断いたします。

2番の案件ですけれども、これは先ほど議第70号の1番で説明しましたとおり同じ内容ですので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○8番（永田達三君） 3番の案件につきましては、申請人の近くの農地に華道教室の建物を建設し、生徒用の駐車場を8台分建設するものです。申請地は進入路がない耕作に不便な土地ですが、今回の転用で申請者の宅地の一部を進入路として利用する計画です。西側に水路を挟んで農地がありますが、建物は申請地東側に建築するため、耕作に影響はないものと思っています。トイレなどは自宅を利用するため、汚水、生活雑排水は全部、雨水に関しては自然浸透の計画です。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○7番（永田知博君） これは親子での使用貸借といたしますか、農業申請でございますけれども、第1種農地でございますけれども、先ほど事務局の説明にございましたように、特別にこの申請をしておりますけれども、まず、この土地を選考した経緯につきまして説明いたしますと、現住所におきましてアパート住まいの申請人が、母親の高齢に伴いまして、今後近くに家を持ちたいということで、この土地を選んでおります。母親所有の農地の内の495㎡を埋め立て、L字型を設置いたしまして、2mほど盛り土をして住宅を建築するということとございます。給水の方法は市の公共上下水道を利用して、排水は西側でございます大きな排水路に流すということの計画でございます。また、被害防除計画につきましては、先ほど申し上げましたように、L字ブロックで周囲を囲みまして、土砂の流出などは一切ないように工事をするということとございました。特にその周囲に対する被害などの件はないということとございます。面積といたしましては、平屋建てで、敷地面積が495㎡、そして建築面積が179.67㎡、そして床面積が164.56㎡ということと申請をなされております。周囲を見渡しましても、集落内の一帯でございますので、許可相当であると判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○13番（本田多美子君） 5番の案件について説明いたします。

事業計画者は太陽光発電によるエネルギー供給事業を目的とする有限会社であります。この取締役である個人の所有地である本件の土地を賃貸借することで同意を得たということで、この土地を選定されております。この土地は、中山間地域に存在する農地であり、生産性の低い農地であります。192枚のパネルで48KWという太陽光発電を設置され、常設時の被害防除としては使用部分を最小限にとどめるように進め、土砂の流出等への対応をされます。周辺の土地への悪影響ということは考えられず、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、6番、7番、8番は担当委員さんが同じでございますので、続けてお願いしますが、6番につきまして始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局係長（二階堂正一郎君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○14番（森川正志君） 今朗読されましたように、店舗が開店するのに合わせてこの看板を立てられたそうですけれども、これが県道のところに立てられて、3㎡ぐらいの看板です。見たところ何ら問題ないと思ひまして、許可相当と判断いたします。

7番の案件ですけど、これは売電の施設の太陽光発電で、これも中山間地域で、付近には迷惑をかける住宅とか農地はございませんので、これも許可相当と判断いたします。

8番の案件について説明します。8番の貸人さんは旦那さんが1年ぐらい前に亡くなられて、自分で耕作する能力がないものですから、娘さんに土地を譲って、娘さんがそこに太陽光発電をして売電するという目的という話でした。ここは桃田運動公園の体育館の北側に当たりますけれども、日当たりもよく、便利なところでございますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、9番。

○16番（田辺信之君） 9番の案件について説明します。

この案件は、先ほど説明がありました議第70号の2番の関連で、駐車場ということで申請があつてはいますが、何ら問題はなく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、10番、11番、12番は、担当委員が同じでございますので、引き続いてどうぞ。

○18番（荒木まつ子君） 10番の案件について説明します。

転用目的は太陽光発電施設に太陽光パネルを設置し、売電する目的で、申請人で事業拡大を図るものです。申請地は自宅に隣接しており、維持管理がしやすいことから申請されました。事業面積は1,024㎡で、パネル150枚の39.75KW

Wです。近隣への影響もなく、雨水については自然浸透です。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

11番と12番の案件について説明します。事業を拡大するためにまとまった土地を探していて雑種地など、他目を合わせた2万8,855㎡。1,990KWの太陽光発電施設をします。現地の地形を利用して設備を行うということでした。雨水については自然浸透、周囲は防護策を設置、周囲は工場や住宅に囲まれており、斜面の高さも1mほどなので、周辺農地に影響もないものと思われま。周辺農地、住民の方へは事業説明等されており、了承されています。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、13番。

○20番（福田友明君） 13番についてご説明いたします。

この件については、先ほど事務局から説明がありましたとおり、都市計画等に規定されている用途地域内の農地であります。JR玉名駅から約1kmの近くでございまして、境川の西側に位置し、閑静な住宅地となっておる地域でございます。借人、貸人は親子関係でございまして、適当な台地が見つからず、父の所有の農地を転用して住宅を建てる計画でございます。給排水は玉名市の上下水道が整っておりまして、雨水に関しましては北側の側溝へ排水、生活雑排水も公共下水道を利用するというので、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、14番から17番まで委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○20番（福田友明君） 14番について説明いたします。

14番の案件は、11月の農業委員会に提出された案件と一緒にございまして、JR大野下駅から約500m以内でございまして、旧岱明町役場の近くに位置しております。面積としましては2,965㎡でございまして、約250KWの総電力ということでございます。前回と引き続き、その隣に位置する地形でございまして、日当たりも良好で、許可相当と判断いたしました。

続きまして15番の件について説明いたします。これも前回と同様同じ会社でございまして、場所といたしましては、岱明町の公民館から約400mぐらい、そしてまたふれあい健康センターの右側に位置しておりまして、日当たりも良好の状態でございます。発電電力量は90.16KWでございまして、雨水その他も自然浸透でございます。この件についても何ら問題ないと判断いたしました。許可相当と判断いたします。

16番について説明いたします。16番の案件については、岱明町方面から約400mぐらい、玉名・長洲線の県道沿いに位置する場所でございます。近くには住

宅地、そして畑もありますけれども、会社が設置する、大牟田市に会社がございまして、この人が設置するわけですが、発電電力量は54KWでございます。これも許可相当と判断いたします。

17番の件でございますけれども、これも岱明中学校の北側に位置するところでございます。譲受人は、先ほどの16番の会社と同じ会社に勤めていらっしゃいまして、同時申請となっております。それから被害防除計画でございますが、周辺に十分配慮しながら工事に取りかかり、外周には外周フェンスを設置するという予定でございます。これも何ら問題なく、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、18番。

○30番（米野旨雄君） 18番の案件について説明いたします。

これは個人住宅です。国道501号から大体500m下のほうに行ったところの高台です。生活排水は汚水と雑排水は公共の下水道に流します。雨水は自然浸透だそうです。土砂の流出は、道路と大体ほぼ同じで流出の発生はしないと思います。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、19番。

○34番（岩永幹生君） 19番の案件について説明します。

申請者は農業用資材等を販売する事業者で、今回天水地区の農業者を対象に事業を拡大するために申請地に店舗を建設するものです。申請地は国道501号に面しており、道路、水路で囲まれた土地で、周辺は現在住宅が建ち並び出した場所です。1階建ての店舗と駐車場を建設し、汚水等は合併浄化槽で処理、雨水は集水後道路側溝へ放水する計画となっております。周辺農地への被害はないものと思われまます。現地調査の結果、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。

○14番（森川正志君） 18番ですね、これも今の案件と一緒に、これも大体500㎡はちょっとどんなもんかなと思っているんです。

○事務局長（永井正治君） この物件につきましては、先ほども説明がありましたように、天水の久島山の中腹にありまして、南側と西側が道路、北側が畑、それと東側が宅地なんですけど、三方については、法面がずっと上がっておりますので、その法面の部分を引くと、法面の部分が約100㎡程度ございまして、実際は589㎡が台帳上の面積ですけれども、法面の部分を引きますと、500㎡を割るという形で、こういう場合は実際にオーバーしていても、そういう使用できない法面部分があれば、そういう場合はいいということで、県のほうも了解していただいておりますので、その辺を確認した上で受け付けております。

○議長（東 令佐君） はい、次。

○10番（坂本誠二君） 6番の農地の看板設置なんですけど、申請というのは、これは貸す者が申請するのか、借人が申請するのか、どちらが申請するんですか、一般的には。

○事務局長（永井正治君） 一般的には事業をするほうが申請します。

○10番（坂本誠二君） ということは、貸す人は何もしなくていいわけですね。

○事務局長（永井正治君） そうです。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第72号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第73号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第73号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成25年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。19ページから40ページまでの259件の集積です。所有権移転が5件の9,103㎡、利用権設定が254件の772,215㎡で、合計259件の78万1,318㎡の集積でございます。参考資料として農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画調査書を配布しておりますとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局より説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第73号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

3. 報告

○議長(東 令佐君) 次に、報告第30号から報告第31号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 41ページをお願いします。

報告第30号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。今回は23件の解約の通知を受理しております。

続きまして、47ページをお願いします。

報告第31号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成25年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は6件の届けを受理しております。これは6件とも隣接した農地でございます。1mから2.5m程度盛り土して野菜畑として利用するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長(東 令佐君) 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) 質問もないようですので、本日に予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長(東 令佐君) その他、何かございませんか。はい、どうぞ。

○20番(福田友明君) つい最近、ニュースでお聞きのように、JA大浜の件について、私たちが上がった内容について、ほとんどですね、なかなかつかめないような状態ですけど。そういうことで、事業がどれだけあるのかとか、あるいは借金があるのかとか、そういうのってわからない状態で、私たちが審議している段階ですけど、その付近についてのあらかたな案は事務局のほうで大体わかるのですか。

○事務局長(永井正治君) JA大浜の改善命令については、この間皆さんもご存じのとおり新聞紙上でも出ましたし、いろいろ報道もされております。中身については、うちのほうとしましては、報道があった部分だけしか確認しておりません。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

○事務局長（永井正治君） 一つ、事務局から報告ですけれども、先ほども永田委員さんから太陽光の周辺への影響とか、前回本田委員さんからもありましたけれども、県のほうにも確認をとって、いろいろ報告をする案件がございますので、担当のほうから報告させたいと思います。

○事務局係長（二階堂正一郎君） 先月の総会で、太陽光発電が設置されて、光が家の中に入ってくるとかというトラブルがあったということでしたので、それでまた許可判断をどうするかというお話がありました。それが県の農地農業振興課、それと農業課のほうにこういったトラブルがあるかどうか確認をしてみました。ところがまだそういったトラブルは上がってきてはいないということでした。そういったことも考えた上で、許可の判断をしていかなければいけないのかということ、お尋ねをしたんですけれども、あくまでも農地法の許可基準判断でお願いしたいということでした。農地に対しての被害防除に関しては許可の基準がありますけれども、それ以外にも土地に関しては、国・県、許可の規定がないということでしたので、そういったトラブルがあったときには、あくまでも当事者同士の判断というか、当事者間で解決していただくしかないということになりました。

事務局のほうとしては、申請が上がった段階で、周辺の農地の所有者の方や家等がある場合のそういった方たちへも事業の内容を、一応説明をしていただくということと、苦情があればすぐに対処していただくようにということで、そういったところを指導していきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日は、慎重なる審議誠にありがとうございました。

-----○-----

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 3 0 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年12月5日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 谷川 文武

農 業 委 員 岩永 幹生